

令和 7 年（第 1 回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和 7 年 1 月 2 7 日（月）午後 2 時 3 0 分

と ころ 新館 1 0 階 大会議室

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第 2 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 5 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 6 号	農地法第 4 3 条第 1 項の規定による農作物栽培高度化施設届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第 7 号	非農地証明願承認のこと			
議案第 8 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第 9 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと			
議案第 1 0 号	地域計画目標地図素案の決定について			
議案第 1 1 号	農用地利用集積計画の決定について			
月次総会次回以降の開催予定	2 月 2 6 日（水） 新館 9 階 1 9 1 会議室	現地調査 2 月 1 9 日（水） （午前・東地区） （午後・西地区）	3 月 2 4 日（月） 新館 9 階 1 9 1 会議室	現地調査 3 月 1 8 日（火） （午前・西地区） （午後・東地区）

令和7年 第1回 月次総会審議参考資料

令和7年1月27日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第1号 第1番	議案第1号 第2番	議案第1号 第3番	議案第1号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	-	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.5km	0.5km	0.5km	0.5km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無 ○
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作	畑作
	農業従事者	本人、妻	本人、妻	本人、妻	法人
	農業用倉庫	有	有	有	無
	農機具	所有	所有	所有・リース	所有
	営農全体計画	畑作:1,421㎡ 自家消費	畑作:1,421㎡ 自家消費	稲作:6,384㎡ 自家消費	畑作:3,725㎡ 販売 ○
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				有
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				有
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				有
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第1号 第5番	議案第1号 第6番	議案第1号 第7番	議案第1号 第8番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		1.0km	0.5km	0.2km	0.1km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	牧草地	畑作	稲作
	農業従事者	本人、子	本人、子	本人、夫	本人
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	所有	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作:4,651㎡ 自家消費	牧草地:9,811㎡ 販売・自家消費	稲作:1,043㎡ 自家消費	稲作:6,225.08㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第11号 第9番	議案第11号 第10番	議案第11号 第11番	議案第11号 第12番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有	有
	貸付地の農地性	-	-	有	-
2. 通作距離 法3-2①		1.0km	0.01km	2.0km	1.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	畑作	稲作	稲作
	農業従事者	本人、父、母	本人、父、母、 妻、子	本人、子	本人
	農業用倉庫	有	有	有	有
	農機具	所有	所有	所有	所有
	営農全体計画	稲作:71,957.20㎡ 自家消費 畑作:4,019㎡ 自家消費		稲作:8,378㎡ 自家消費 畑作:538㎡ 自家消費	稲作:143,323㎡ 販売
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第1号 第13番	議案第1号 第14番	議案第1号 第15番	議案第1号 第16番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		1.0km	1.7km	0.01km	0.02km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	稲作	稲作	稲作
	農業従事者	本人	本人	本人	本人
	農業用倉庫	有	有	無	有
	農機具	所有	所有	リース	所有・リース
	営農全体計画	稲作:143,323㎡ 販売	稲作:87,551㎡ 自家消費	稲作:2,202㎡ 自家消費	稲作:5,979㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第3号 第1番	議案第3号 第2番	議案第3号 第3番	議案第3号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (JR厄神駅から 450m)	3 種農地 (JR厄神駅から 200m)	3 種農地 (住宅が連たん)	3 種農地 (住宅が連たん)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	原則許可	原則許可	原則許可
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (融資証明書 添付)	有 (融資証明書 添付)	- (造成済み)	有 (残高証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)	- (造成済み)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)	適正 (造成済み)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと			始末書添付	

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第3号 第5番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	農用地区域内 農地
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	農用地利用計画 指定用途(農業用 施設)
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (融資証明書 添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし
3 その他特記すべきこと	始末書添付

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第7号 第1番	議案第7号 第2番	議案第7号 第3番	議案第7号 第4番	議案第7号 第5番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	有
2 土地の位置図	有	有	有	有	有
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (評価証明書)	有 (水利委員長・ 農業団体長)
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	無	有
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり

■非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第7号 第6番	議案第7号 第7番	
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類			
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	
2 土地の位置図	有	有	
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	10番	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	20番	21番
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○

第3項

地域計画目標地図素案 審議参考資料

参考様式第5-1号

加 農 第 2741 号
令和 7 年 1 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	神野町西条地区 (西条)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本地域では、認定農業者かつ集落営農組織である株式会社 [] が地域農業の担い手として西条地区の農地の約70%を管理している。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻・麦を主要作物としつつ、畑地などの狭小農地では、野菜等を栽培する。また、担い手の農地利用について現状維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、株式会社[]を中心に団地面積の拡大及び農地集積を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(平成16年度)</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、個人農家の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業者が出た場合、活用を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	野口町水足地区 (水足)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 本地域では、集落営農組織である株式会社 〇〇 営農が地域農業の担い手として水足地区の農地の約31%を管理している。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稻・大豆・露地野菜を主要作物とする。また、担い手の農地利用について現状維持に努める。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、株式会社〇〇〇〇営農を中心に現状の農地の集積面積及び団地面積を維持する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み。(昭和59年度)</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいるが、個人農家の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業者が出てきた場合、活用を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町宗佐地区 (宗佐)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 担い手が地域の約50%の農地面積を請け負っており、集積・集約化が進んでいるといえる。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。</p> <p>【主要作物】 担い手:水稲、麦、大豆 等 個人農家:水稲</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水稲、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稲⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み(昭和53年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵の設置を検討。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町上西条地区 (上西条)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 本地域では、法人化された集落営農組織に農地の集積化が行われ、水稻・麦などの土地利用型作物の作付けによって農地の管理が行われている。また、地域の南部では農地の基盤整備に取り組んでおり、農地の区画整理が進んでいる。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。また、農地周辺の畔等の草刈りを行えるものが減っており、地域での保全・管理が困難になっている。</p> <p>【主要作物】 担い手:水稻、麦、大豆、そば、飼料作物 等</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手となる営農組合や認定農業者の農地利用について現状維持に努める。 水稻、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。</p>
--

農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備に取組中。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>現状、取り組む計画はない。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	平荘町一本松地区 (一本松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本地域は、集落営農組織や農業法人がおらず、個人農家が地域の農地を管理しており、主に水稻を栽培している。

【課題】

個人農家の高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、畑地などの狭小農地では野菜等を栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 現状維持を目標としつつ、農地中間管理機構を活用し、可能な範囲で農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成4年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、個人農家の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業体が出てきた場合、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	上荘町小野地区 (小野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は複数の担い手により農地の集積が行われている。また、ヘアリーベッチやれんげを緑肥として使用し、環境負荷低減の取組を実施している。法面が高いため草刈り作業等の負担が大きく、また農業者の高齢化により農地の管理が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、主要な作物として水稻が栽培されており、今後も継続して水稻を中心とした作付けを行う。また、緑肥作物を利用した環境負荷低減の取組を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手や規模拡大意向のある農業者を中心に集積面積の拡大を進める。農地の団地化については、法面が高く草刈り等の労力が係る農地が一定の農業者に偏りがおこらないよう配慮しながら行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金を活用し、水路等の維持管理を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の耕作者と調整しながら、耕作可能な農地の紹介を行うなどにより、就農希望者の支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

草刈り作業の負担が増えているため、費用対効果を考慮しながら、農業支援サービス事業者等の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・緑肥を活用した水稻栽培により、環境負荷低減の取組を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	上荘町井坂地区 (井坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月14日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、他集落に在住する複数の担い手やその他の農業者が中心となって農地が耕作されている。一方で地域内の農業者は高齢化により、農地の維持管理のための水路掃除や草刈り作業を担う人手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、水稻を中心に、露地野菜、施設栽培、飼料作物などの作物を栽培しており、今後も継続して多品目の栽培により農地の維持・管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に集積面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

多面的機能支払交付金を新たに活用し、水路等の維持管理を図っていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域の耕作者と調整しながら、耕作可能な農地の紹介を行うなどにより、就農希望者の支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取り組む計画はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町大国地区 (大国)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域では、主に集落営農組織が地域の農地の集積を担っている。草刈りの作業時間が多くかかり、作業者の負担となっていることが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。水稻栽培においては、ヘアリーベッチのすき込みによる緑肥の取組を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落営農組織、担い手、規模拡大意向のある利用者による農地の集積、集約化を促進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の意向を踏まえながら、段階的に集積・集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成10年度) 多面的機能支払交付金を活用して、農地や水路等の維持管理を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者の支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 集落営農組織の作業負担が多くなっているため、費用対効果を考慮しながら、農業支援サービス事業者等への農作業の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・現在は大きな被害はないが、隣接地区では鳥獣の被害を受けており、今後被害を受ける可能性があるため、対策を検討していく。
- ・ヘアリーベッチのすき込み等による緑肥の取組を実施。
- ・補助事業等の活用しながら、労力負担軽減に資する農業機械の導入に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (282103)	
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町清水地区 (清水)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 農業法人が清水地区における地域農業の担い手となっている。</p> <p>【課題】 農業法人が管理している農地については、令和7年10月31日をもって、農地中間管理機構の貸付契約が終了となる。それに伴い、農業法人は廃業することになっており、新たな担い手の確保が課題となっている。現在、新たな担い手になりうる組織として任意の集落営農組織を設立予定である。また、集落営農組織設立後においても、担い手が耕作する農地以外の農地をどのように管理していくかが今後の課題となっている。</p> <p>【主要作物】 水稻、麦</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>集落内の農業者育成に取り組みながら、協力し合って農地管理を進める。主要作物として水稻、麦の生産振興を行う。</p>
--

農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域として活用する。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集積・集約化する農地については設立予定の集落営農組織で協力し合い、適切に管理・維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
設立予定の集落営農組織内での話し合いを積み重ね、農地中間管理機構への登録を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み。(平成10年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
近隣集落との協力、新規農業者の育成を図り、組織の若返りに取り組み、継続できる体制づくりをする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
設立予定の集落営農組織による農地の維持・管理を基本とするが、労力不足等による管理が難しい場合は、農業支援サービス事業者等への委託についても内容を精査し、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町原地区 (原東部・原西部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

地域において水稻の水耕栽培ほかいちじくの露地栽培、トマトのハウス栽培を主に行っている。

【課題】

個人農家の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっており、法人や個人農家等が地域の担い手となっている中、新たな担い手の確保を促進する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、緑肥作物(れんげ、ヘアリーベッチ)を主体とした減化学肥料を主とする農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き担い手を中心に適切に維持していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(昭和55年度)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者団体による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用の可能性を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町横大路地区 (横大路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1. 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 営農組合や個人農家が地域農業の担い手として、横大路地区の農地の約30%を管理している。</p> <p>【課題】 兼業農家が多く、高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。また、特に営農組合の高齢化が深刻となっており、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、営農組合の後継者及び新規就農者を確保・育成することが喫緊の課題である。</p> <p>【主要作物】 担い手: 水稻、キャベツ、いちじく等 個人農家: 水稻</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>担い手となる営農組合や認定新規就農者等の農地利用について現状維持に努める。 農地管理が容易な水稻の生産を続ける他、キャベツ、いちじくの生産を継続する。</p>
--

2. 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については、引き続き担い手や集落営農組織、個人農家が適切に維持していく。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>農地の基盤整備済み(昭和55年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>営農組合の後継者を確保するとともに、新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいないが、地域の農地を担う営農組合の高齢化が課題となっているため、依頼可能な支援サービス事業者が出てきた場合、活用を検討する。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵を設置。</p>									